

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第152号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第206号）
石川県立中学校、高等学校の全教員の履歴書（以下「本件公文書」という。）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容
非公開決定
 - (2) 決定理由
本件公文書には、個人の住所、氏名、給与等が記録されており、特定の個人が識別される個人に関する情報である。
- 3 担当課（所）
教育委員会教職員課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 8. 20 公開請求	(4) H24. 9. 26 諮問
(2) H24. 8. 30 非公開決定	(5) H26. 9. 9 答申
(3) H24. 9. 3 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
全部非公開	条例第7条第2号 個人情報	非公開	<p>1 条例第7条第2号の該当性について 本件公文書には、氏名以下、採用から現在に至るまでの職務や給与に関する記録等詳細な人事記録が記載されており、これらの情報は、教員個人の情報であることは明らかであり、氏名等の「特定の個人を識別することができる」部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。</p> <p>本件公文書に記載された人事記録は、公務員である当該教員が実施機関の一員として、その担任する事務を遂行する場合の具体的な当該職務の遂行に関する情報とは認められず、ただし書ハに該当しないものと認められる。</p> <p>また、実施機関は定期的な人事異動について公表し、報道等で公になっているものの、このことをもって履歴書に記載された詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書イに該当しないと認められる。</p> <p>また、ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。</p> <p>2 条例第8条の規定による部分公開について 条例第8条第1項では、「実施機関は、公開請求に係る公</p>

			<p>文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。</p> <p>また、同条第2項では、「公開請求に係る公文書に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。</p> <p>当審査会の本件公文書の見分結果によれば、履歴書に記載されている事項のうち、氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、免許状については、特定の個人を識別することができる情報に該当し、部分公開はできないと認められ、また、履歴欄においては、人事異動の都度の発令年月日、事項及び発令の欄があり、事項欄には、勤務先の情報のほか、昇格又は昇給等に伴う給与の決定に係る情報や処分等に関する情報が混在しており、これらは一体不可分の情報と認められることから、部分公開を行うことはできないと認められる。</p> <p>3 条例第9条の規定による裁量的公開について</p> <p>異議申立人は、教育は人間の内面形成に影響を及ぼすもので、幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的に貢献するものであることを考えると、教員人事の全貌を県民の監視のもとに置き、偏った人員配置による弊害の発生を防ぐことは県民全体の切実な利害に関連するものであり、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、個人情報を開示しないことにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。</p>
--	--	--	--

(別 紙)
答申第152号

答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成24年8月20日に、次の公文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 石川県立中学校、高等学校の全教員の名簿
- (2) 石川県立中学校、高等学校の全教員の初任から現在までの勤務履歴

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、1の(2)の請求に対応する公文書として、「石川県立中学校、高等学校の全教員の履歴書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成24年8月30日に、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない理由を付して異議申立人に通知した。また、1の(1)については、別に、公文書不存決定を行った。

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人の住所、氏名、本籍、職歴、給与等が記録されており、特定の個人が識別される個人に関する情報に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年9月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年9月26日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、職歴が個人に関する情報に該当するため非公開とする旨の決定は不当であり、本件処分を取り消し公開するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 批判の能力の十分でない未成年の生徒に対し、学校という一定程度閉鎖的な空間の中で、教育を行う教員の立場を考えると、その影響力及び公共性は大きく、教員の勤務先の履歴が、個人に関する情報にあたるとする妥当性はなく、また、不正に偏った人事により特定の教員らが特定の学校の中において人事及び教育方針等の学校運営に関わる事項につき、決定権を行使し、又は支配的な地位を有するに至るような弊害も容易に想定され、適切な人事が行われ、生徒が健全な環境で教育を受けることを確保する必要性を考えると、履歴書の非公開は著しく不当である。

(2) 実施機関の理由説明書では、履歴書には、「職員の異動の発令記録、氏名、生年月日、住所、学歴、免許の種類、処分歴、昇給等給与の決定に関する情報等が記録され」ており、これらは「特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、公開できない」とされている。

この実施機関の説明では、ここに羅列されたどの情報が、若しくはどの情報の組み合わせが、同号本文に規定する個人識別情報にあたるかというような具体的な適用が全くなされておらず、到底納得できるものではない。

(3) また、「任用及び給与等の決定に係る情報は、相互に関連性を有する一体不可分の情報」で、条例第8条による一部公開もできないと述べられているが、同条第1項のただし書に、「当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、その限りではない」と規定されているのみで、一部公開の拒否事由は基本的に無意味性に限られるべきであって、本件文書は、氏名と勤務履歴以外を除いた後でも、教育行政の根本となる教員人事の構造を知ることができる有意な情報が残るものである。

「相互に関連性を有する一体不可分の情報」が記載されているので、一部公開できないというのは、明文の根拠を持たない解釈にすぎず、もしこの解釈が妥当であるとしても、この説明は抽象的すぎて、説明になっていない。

このような理由で非公開とすることが認められるとすれば、文書作成に関して行政機関が求める合理性によって、本来公開されるべき情報が公開されない結果となることを意味し、県民の情報へのアクセスが実施機関の事務処理合理性により剥奪されることを意味するものであり、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重」という制度の趣旨が没却されるものである。

(4) 仮に、事務処理の都合上、公開情報と非公開情報を複合して記載しなければ事務が円滑に行えないとしても、これによって、当該公開情報を公開する義務がなくなった事を意味するわけではなく、請求の対象となる公開情報だけを抽出して新たに文書を作成する義務が、当然生ずべきものである。

教員の勤務履歴に係る情報は、県民が教員人事の全体像を把握監視し、不健全な教育環境の発生を防ぎ、生徒を守るために必要不可欠な情報であり、本来なら、県民に公開することを目的に作成してもよいぐらいの情報である。

(5) また、仮に、本件公文書が条例第7条第2号の規定により非公開となると考えたとしても、条例第9条の規定による裁量的公開の対象となるべきものと考えられる。

教育が、人間の内面形成にその初期から影響を及ぼすものであり、さらに幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的には貢献するものであることを考えると、偏った人員配置により、特定の教員又は教員集団が学校運営に関わる諸般の決定について決定権を行使するような弊害が起こることは、県民全体の切実

な利害に関連するものである。

教員の人事の全貌を県民の監視のもとに置くべきことは、当然の理であり、履歴書を非公開として、勤務履歴のみを記載した文書を作成するという代替措置さえ行わないという判断は、極めて重要な知る権利を、複合記載という理由のみで妨害して憚らず、他の公開方法の検討もしない、権限の濫用以外の何ものでもない。

このように、本件公文書の公共性の高さ、公開することの公益性を考慮すると、公益的理由による裁量的公開、若しくは条例の実質的解釈から新たな文書の策定義務が認められてしかるべきであると考ええる。

- (6) 上記の理由により、異議申立人は、本件公文書の公開又は勤務履歴のみを記載した新たな文書の作成及び公開が行われるべきであると考ええる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求に対応する「履歴書」は、職員の異動の発令記録、氏名、生年月日、住所、学歴、免許の種類、処分歴、昇給等給与の決定に関する情報等が記録されている。
これらの情報は、職員個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、公開できないものである。
- 2 人事異動は、新聞報道などで公開されているが、履歴書には、現在の職名のみならず、経歴、昇給の時期等が詳細に記載されているものであることから、慣行として公にされているものとはいえない。
- 3 履歴書に記載された詳細な人事記録は、職員個人の身分の取扱いに関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報ではないなど、非公開の例外を定めた条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- 4 履歴書には、異動の都度の発令記録、昇給等給与の決定に関する記録が混在して記載されており、これらの情報は、相互に関連性を有する一体不可分の情報で、細分化して部分公開することはできない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

県立中学校、高等学校の全教員の勤務履歴等を記載した履歴書である。

3 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 本件公文書の内容及び非公開理由について

当審査会において、本件公文書を抽出し見分したところ、氏名、性別、生年月日、本籍（都道府県名）、現住所、学歴、及び免許状（取得年月日、種類、番号、授与者）欄並びに履歴（年月日、事項及び発令庁）の記載欄が認められた。

実施機関は、本件公文書について、個人の住所、氏名、本籍、職歴、給与等が記録されており、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報に該当するとして非公開とした。

(2) 条例第7条第2号の規定について

同号本文では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを掲げている。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

教員履歴書には、氏名以下、採用から現在に至るまでの職務や給与に関する記録等詳細な人事記録が記載されており、これらの情報は、教員個人の情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の「特定の個人を識別することができる」部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

本件公文書に記載された人事記録は、公務員である当該教員が実施機関の一員として、その担任する事務を遂行する場合の具体的な当該職務の遂行に関する情報とは認められず、ただし書ハに該当しないものと認められる。

また、実施機関は定期的な人事異動について公表し、報道等で公になっているものの、このことをもって履歴書に記載された詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書イに該当しないと認められる。

また、ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

(4) 条例第8条の規定による部分公開について

条例第8条第1項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。

また、同条第2項では、「公開請求に係る公文書に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

当審査会の見分結果によれば、履歴書に記載されている事項のうち、氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、免許状については、特定の個人を識別することができる情報に該当し、部分公開はできないと認められ、また、履歴欄においては、人事異動の都度の発令年月日、事項及び発令庁の欄があり、事項欄には、勤務先の情報のほか、昇格又は昇給等に伴う給与

の決定に係る情報や処分等に関する情報が混在しており、これらは一体不可分の情報と認められることから、部分公開を行うことはできないと認められる。

(5) 条例第9条の規定による裁量的公開について

異議申立人は、教育は人間の内面形成に影響を及ぼすもので、幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的に貢献するものであることを考えると、教員人事の全貌を県民の監視のもとに置き、偏った人員配置による弊害の発生を防ぐことは県民全体の切実な利害に関連するものであり、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、個人情報を公開しないことにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

(6) なお、異議申立人は、勤務履歴のみを記載した新たな文書の作成及び公開が行われるべきであると述べているが、条例は、実施機関が保有する公文書の公開を求める権利について定めたものである。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年9月26日	○諮問を受けた。(諮問案件第206号)
平成24年10月10日	○実施機関(教育委員会事務局教職員課)から理由説明書を受理した。
平成24年11月6日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年2月27日 (第248回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年7月23日 (第253回審査会)	○本件公文書を見分した。
平成26年8月21日 (第254回審査会)	○事案の審議を行った。